福祉避難所設置・運営マニュアル

令和２年２月
(令和７年２月改定)
小　金　井　市

本マニュアルについて

小金井市（以下「市」という。）において地震等の大規模災害が発生し、市民が避難生活を余儀なくされる場合に、高齢者・障がい者等（以下「要配慮者」という。）については、指定一般避難所では生活に支障を来す可能性があるため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要があると考えられます。

このようなことから、大規模災害発生時に、速やかに福祉避難所を設置・運営できるよう『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成２５年８月　内閣府（防災担当））』、『福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成２８年４月　内閣府（防災担当））』等を参考に、小金井市地域防災計画、小金井市避難所運営マニュアル等との整合性に留意しながら運営基準を定めた福祉避難所（二次避難所）設置・運営マニュアルを令和２年２月に策定しました。

その後、『指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則の改正』及び『それに伴うガイドラインの改定（令和３年５月　内閣府（防災担当））』を踏まえ、令和７年１月、本マニュアルを改定しました。

災害発生時等においては、本マニュアルの内容を基本としつつ、現場や災害対策本部での緊急的な判断を加えて対応することが必要となります。そのため、平時からさまざまな場面を想定したシミュレーションを行っておく必要があります。

要配慮者の方々が安定した避難生活を送ることができるよう、平時から本マニュアルを活用するとともに、社会情勢の変化や訓練・シミュレーションの結果等を踏まえ、今後も必要に応じて、本マニュアルの見直しを行っていくこととします。

なお、本マニュアルは高齢者福祉施設、障がい者福祉施設における福祉避難所設置・運営内容を中心に記載しています。

目次

第１章　はじめに

1　福祉避難所の位置づけ　……　ｐ１
2　福祉避難所の分類　……　ｐ１
3　福祉避難所の受入対象者　……　ｐ２
4　福祉避難所等への避難　……　ｐ４
5　福祉避難所として確保している施設　……　ｐ４
6　福祉避難所の開設期間等　……　ｐ６
7　福祉避難所の運営体制　……　ｐ６

第２章　災害時における対応

1　協定による福祉避難所の開設　……　ｐ８
2　活動期（福祉避難所開設から災害発生後７日間程度）　……　ｐ11
3　撤収期（災害発生日から７日後及びそれ以降）　……　ｐ14

第３章　平常時の取組

1　福祉避難所の拡充　……　ｐ15
2　指定福祉避難所の指定　……　ｐ15
3　個別避難計画の作成　……　ｐ15
4　福祉避難所開設運営訓練の実施　……　ｐ16
5　マニュアルの整備・充実　……　ｐ16
6　福祉避難所についての周知　……　ｐ16
7　物資・資器材等の確保　……　ｐ16
8　人材確保　……　ｐ17
9　移送手段の確保　……　ｐ17
10　社会福祉施設、医療機関等との連携　……　ｐ17
11　福祉避難所運営体制の事前準備　……　ｐ17

第４章　資料

1　福祉避難所様式一式　……　ｐ19

第１章 はじめに

１　福祉避難所の位置づけ

福祉避難所は、災害対策基本法施行令（以下「施行令」という。）において、以下のように規定されています。

「主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」(施行令第２０条の６第５号)

市では、災害時、要配慮者が避難生活において特別な支援を受けられるよう、福祉避難所の設置・運営体制を整備します。

２　福祉避難所の分類

要配慮者の状態に応じて適切な支援を行えるよう、福祉避難所や要配慮者スペースを以下のとおり分類しています。

⑴　指定福祉避難所

施行令第２０条の６第１号から第５号に定める基準に適合する施設をいいます。市が指定避難所を指定したときは、災害対策基本法（以下「法」という。第４９条の７において準用する同法第４９条の４の規定により、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該福祉避難所の受入対象者を公示することとなります。（１５頁参照）

本市では、指定福祉避難所の受入対象となる要配慮者を、個別避難計画によりあらかじめ特定することで、直接避難を可能とした運営を行います。

なお、指定福祉避難所への直接避難を可能とする個別避難計画の策定に当たっては、市、指定福祉避難所及び受入対象となる要配慮者等が参加し、本マニュアルとは別に協議を行う必要があります。

⑵　協定による福祉避難所

指定避難所の指定はしていませんが、一定の設備、体制等の整った施設として、事前の協定等により福祉避難所として確保している施設をいいます。

協定による福祉避難所は、発災時、指定一般避難所での避難生活が困難で、何らかの特別な支援が必要な要配慮者のために開設されます。事前に受入対象者等の公示はしておらず、指定一般避難所において、市職員等により受入対象者として判断された要配慮者（最低限の介助者含む）のみが利用できます。市と福祉避難所施設との調整が必要となるため、開設には災害発生後２４時間から７２時間程度の時間を要します。

⑶　身近な福祉避難所

指定一般避難所の小・中学校において、避難所責任者の判断により教室等に開設します。専門性の高いサービスは必要としないものの、体育館等の滞在場所では避難生活に困難が生じる要配慮者を受入れます。福祉避難所の規定は満たしていませんが、要配慮者に向けたスペースとして運営されます。

本マニュアルでは、単に福祉避難所と表記するものは、「指定福祉避難所」及び「協定による福祉避難所」を指すものとします。なお、第２章１のみ、福祉避難所と表記するものは、「協定による福祉避難所」だけを指すものとします。

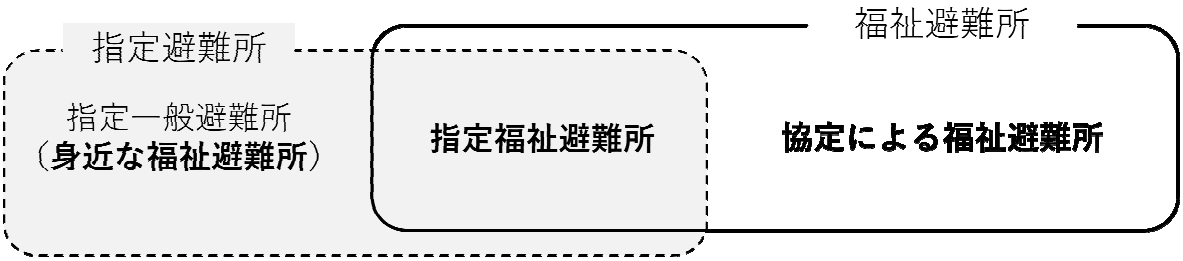

３　福祉避難所の受入対象者

福祉避難所の受入対象者は、原則として下記「福祉避難所受入対象者の具体像（表１）」が示す要配慮者で、自宅や避難所における避難生活が困難とされた方及びその家族など最低限の介助者とします。

なお、協定による福祉避難所への避難対象者は、下記「福祉避難所受入対象者の具体像（表１）」に限らず、指定一般避難所に避難してきた方の中から、当該施設に配置された市職員等により総合的に判断することを原則とします。

また、病院に入院している方や特別養護老人ホーム等施設の入所者は当該施設で適切に対応されるべきであると考えられることから、原則として福祉避難所の受入対象とはしないこととしますが、緊急かつ一時的に避難することについて妨げるものではありません。

福祉避難所受入対象者の具体像（表１）

①　身体障がい者（視覚障がい者・聴覚障がい者・肢体不自由者等）
②　知的障がい者
③　精神障がい者
④　高齢者（一人暮らし・高齢者のみ世帯等）
⑤　人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者・医療的ケアを必要とする者
⑥　妊産婦・乳幼児・病弱者・傷病者
⑦　その他指定一般避難所では避難生活が特に困難と判断された方

※　協定による福祉避難所への避難対象者は、小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱に基づく避難行動要支援者名簿登録者には限りません。

（参考）　小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱に基づく
避難行動要支援者名簿の登録要件

①　高　齢　者：　満７５歳以上のひとりぐらしの高齢者、満７５歳以上の高齢者のみの世帯で民生委員・児童委員等が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している者
②　要介護認定者：　介護保険法に基づき要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護３から要介護５までのいずれかである者
③　身体障がい者：　身体障害者福祉手帳の障がいの程度が１級又は２級である者
④　知的障がい者：　愛の手帳の障がいの程度が１度又は２度である者
⑤　精神障がい者：　精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が１級又は２級である者
⑥　そ　の　他：　上記に準ずる状態にある者で、その他市長が認める者

４　福祉避難所等への避難

要配慮者であっても火災や自宅倒壊等の危険が迫っていなければ、指定避難所へ避難する必要はありません。まずは、在宅避難が基本となります。

在宅での避難生活が困難な場合に、個別避難計画が策定され、指定福祉避難所が確保されている要配慮者については、指定福祉避難所との調整を経て直接避難を行います。

在宅避難が困難かつ個別避難計画が策定されていない要配慮者は、近くの指定一般避難所へと避難します。その後、状況に応じて協定による福祉避難所が開設され、受入対象者として判断されることで、福祉避難所の利用が可能となります。

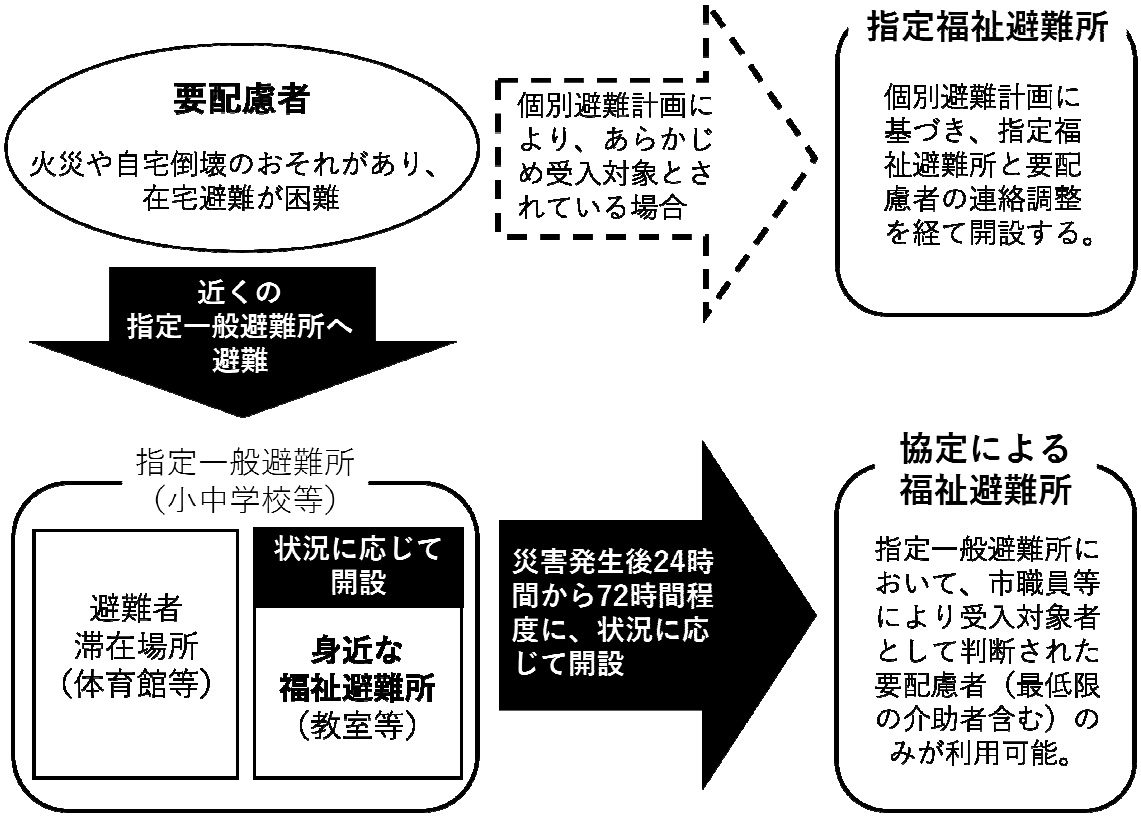

５　福祉避難所として確保している施設

令和７年２月現在、市が福祉避難所として確保している施設は、表２のとおりです。

一覧の施設はすべて、協定による福祉避難所となります。指定一般避難所のように直接避難することはできない点、ご注意ください。

なお、今後、施設事業所と調整を行い、施行令の基準に適合する指定福祉避難所を確保できるよう努めてまいります。

福祉避難所（表２）

	施　設　名	住　所	事業主体
子ども施設	くりのみ保育園	東　　町 3- 1-16	市（保育課）
	わかたけ保育園	前 原 町 3-11-12	市（保育課）
	小金井保育園	本　　町 5- 6-19	市（保育課）
	さくら保育園	貫井北町 3-30- 6	市（保育課）
	けやき保育園	梶 野 町 1- 2- 3	市（保育課）
障がい者施設	小金井生活実習所	桜　　町 2- 4- 3	社会福祉法人雲柱社
	小金井市障害者福祉センター	緑　　町 4-17-10	市（自立生活支援課） ※指定管理者：社会福祉法人まりも会
	小金井おもちゃライブラリー学童クラブ	前 原 町 2-14- 4	特定非営利活動法人 木馬の会
	小金井市児童発達支援センター （きらり）	梶 野 町 1- 2- 3	市（自立生活支援課） ※指定管理者：社会福祉法人雲柱社
	小金井聖ヨハネ支援センター	梶 野 町 5- 8- 9	社会福祉法人聖ヨハネ会
	東京都立小金井特別支援学校	桜　　町 2- 1-14	東京都
	おもちゃ箱こがねい	貫井北町 3-18-15	株式会社あおぞら
	おもちゃ箱上水桜	桜　　町 2-12-31	株式会社あおぞら
	おもちゃ箱なかまち	中　　町 4-17-13	株式会社あおぞら
	おもちゃ箱しんこがねい	貫井北町 2- 4- 8	株式会社あおぞら
高齢者施設	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	本　　町 2-10-13	市（介護福祉課） ※指定管理者：社会福祉法人聖ヨハネ会
	特別養護老人ホームつきみの園	中　　町 2-15-25	社会福祉法人東京聖労院
	介護老人保健施設小金井あんず苑	前 原 町 5- 3-24	一般財団法人天誠会
	特別養護老人ホーム桜町聖ヨハネホーム	桜　　町 1- 2-24	社会福祉法人聖ヨハネ会
	桜町高齢者在宅サービスセンター	桜　　町 1- 9- 5	社会福祉法人聖ヨハネ会
	福祉ＮＰＯうてな	本　　町 5-37- 8	特定非営利活動法人エヌピーオー萼
	介護老人保健施設秋桜	前 原 町 4- 4-47	医療法人財団美生会
	高齢者複合施設のがわ	東　　町 2-31- 3	有限会社のがわ
	特別養護老人ホームぬく井の杜	貫井北町 3- 4 - 8	社会福祉法人七日会
	特別養護老人ホーム本町けやきの杜	本　　町 4- 7- 1	社会福祉法人七日会
その他	ルーテル学院大学	三鷹市大沢3-10-20	学校法人ルーテル学院

６　福祉避難所の開設期間等

⑴　開設期間

福祉避難所の開設期間は、原則、災害発生日から最大７日以内としますが、災害の状況により市と施設長が協議したうえ、延長する場合があります。

⑵　避難者１組の受入れスペース

要配慮者１人・付き添いの家族等の生活介助者（以下「介助者」という。）１人の合計２人からなる避難者１組当たり、原則４～８㎡とします。

なお、要配慮者１人につき１人の介助者が付添うことを原則とします。

⑶　福祉避難所設置・運営と責任

福祉避難所は、「災害時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書」等に基づき、市と施設とが緊密な協力のもとに運営を図ります。

なお、福祉避難所は、市が決定し設置するものであるため、管理・運営は、原則、市の責任において行うものとします。

７　福祉避難所の運営体制

⑴　体制

ア　福祉避難所の統括

福祉避難所は、各施設の施設長が原則統括します。（市からの派遣職員が施設長を補佐します。）

なお、施設長が出勤できないなど不在の場合は、他の施設職員が統括の代理をします。代理する職員は、各施設が定める防災マニュアル等に基づき、施設長が決めます。

イ　福祉避難所従事者の体制

福祉避難所の管理・運営は、当該施設のスタッフ、市からの派遣職員、小金井市災害ボランティアセンターから派遣された専門･一般ボランティア等が協力しながら行います。

また、概ね１０人の要配慮者に対し１人の生活相談員等を配置（災害救助法が適用された場合）します。

ウ　市職員の体制

施設と市災害対策本部との連絡等を行うため、各福祉避難所に市職員を派遣します。

⑵　従事者の主な業務

ア　施設のスタッフ

（ア）要配慮者及び介助者の受入れ準備

（イ）要配慮者及び介助者の受付

（ウ）介助者による生活介助等の支援

（エ）要配慮者の生活介助（介助者不在等による）

（オ）要配慮者及び介助者の生活を維持するための業務
（カ）ボランティア等への指示
（キ）要配慮者及び介助者への指示など
イ　市からの派遣職員（障がい福祉班・介護福祉班・応急保育対策班など）
（ア）施設長と市との連絡調整
（イ）福祉保健庶務班（地域福祉課）との対象者の受入連絡の調整
（ウ）対象者情報の集約・情報伝達
（エ）移送・物資の調達等に係る市の担当との連絡調整
（オ）施設スタッフ業務の支援など
ウ　専門・一般ボランティア
（ア）福祉避難所運営の補助
（イ）介助者による生活介助等の支援
（ウ）食料・物資の配布等日常生活の維持に必要な作業など

（参考）福祉避難所従事者の役割

役　割	内　容
施　　設　　長	福祉避難所全体の総括管理・外部との連絡調整
総務・情報担当	要配慮者の受付・要配慮者名簿の作成・情報提供
要配慮者担当	要配慮者への介護等の支援・生活相談※
施設管理・物資担当	福祉避難所スペース確保・食料物資の配給・在庫管理
保健・衛生担当	健康相談・衛生管理・清掃・ごみの分別運搬

※　概ね１０人の要配慮者に対し１人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等を配置

第２章 災害時における対応

１　協定による福祉避難所の開設

協定による福祉避難所は、開設期（災害発生後２４時間から７２時間程度）に、市が福祉避難所施設や指定一般避難所の状況を確認しながら、福祉避難所従事者と協同して運営体制を整えるなどの開設準備等を行い、市災害対策本部の決定により開設されます。

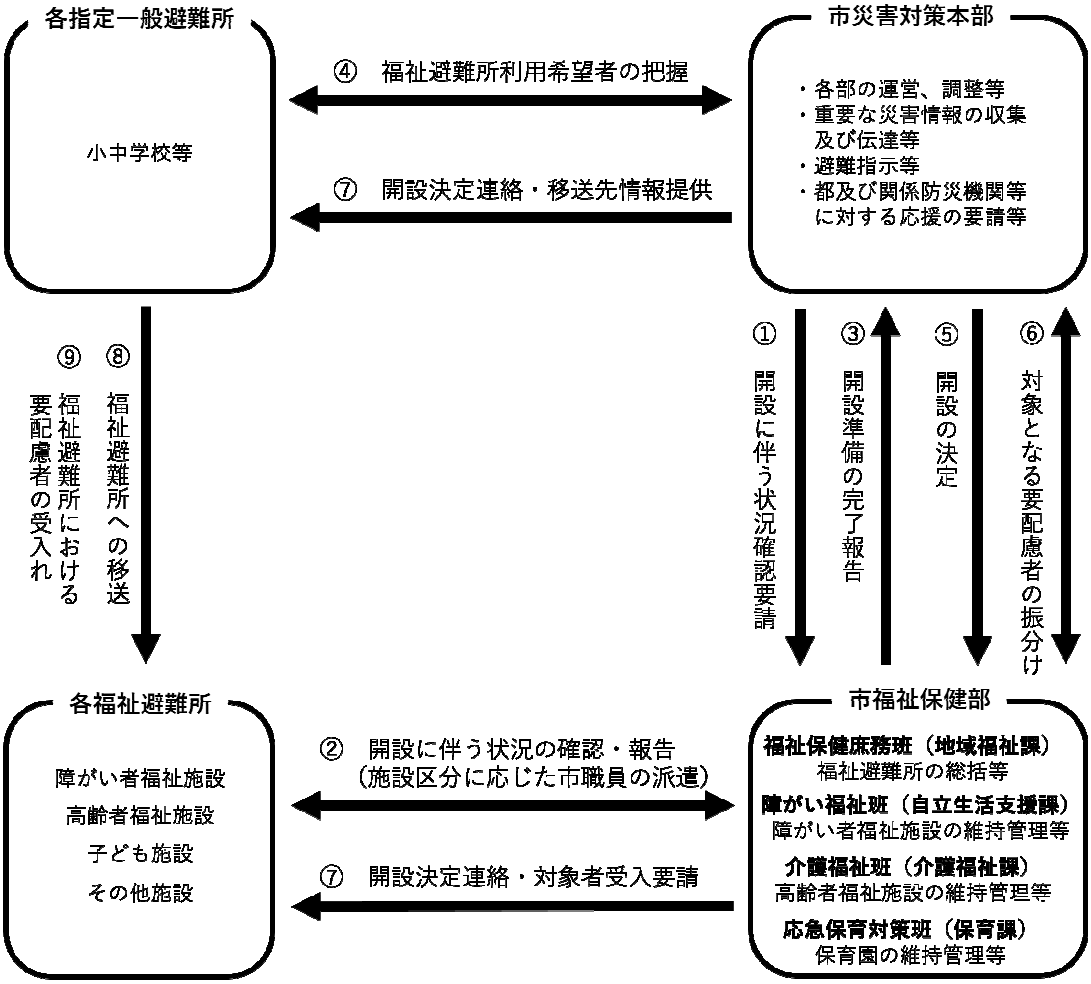

開設期（災害発生後２４時間から７２時間程度）における
協定による福祉避難所の開設フロー

⑴　開設に伴う状況確認（①・②）

市災害対策本部は、災害の規模等から福祉避難所開設の要否を検討します。

福祉避難所開設の可能性がある場合は、福祉保健庶務班（地域福祉課）をとおして、各福祉避難所施設へ開設に伴う状況の確認を行います。

⑵　開設準備　（②・③）

福祉避難所では、施設利用者（入所者等）の安全確認、施設としての災害時対応等、福祉避難所開設の決定があった場合に備えて準備を行います。

ア　施設利用者の安全及び建物の安全性の確認

（ア）施設内にいる利用者の状況を確認します。

（イ）地震等による被害状況を調べ、施設の安全性を確認します。

（ウ）近隣の被害状況などを把握し、施設が福祉避難所として安全に利用できることを確認します。

（エ）電気、ガス、水道設備や電話等の通信手段が機能するかなど、機能面での状況を確認します。

イ　受入れ体制、機材等の確認

（ア）職員の出勤状況及び施設内にいる職員数を把握し、どれくらいのスタッフが福祉避難所運営業務に携われるかを確認します。

（イ）福祉避難所として利用できるスペースや必要となる備品等を確認し、スペースの面から受入れ可能な最大人数を推計します。

（ウ）通常の通信機器が使用できない場合は、福祉避難所用に配備されている情報連絡用機器（ＭＣＡ無線など）を用意するなど、連絡体制を整えます。

ウ　福祉保健庶務班（地域福祉課）へ報告

（ア）施設管理者は、施設や周辺の被害状況、入所者の状況、職員体制、利用できるスペースや必要備品等から算出した受入可能人数、開設時期の目安などの福祉避難所の開設可能性に関する情報を、随時、福祉保健庶務班（地域福祉課）へ報告します。

（イ）福祉保健庶務班（地域福祉課）では、開設可能な施設情報を集約し、市災害対策本部に開設準備の完了報告をします。

エ　市職員派遣等

（ア）市は福祉保健庶務班（班長：地域福祉課長）を中心に「福祉避難所担当」を設置し、障がい福祉班（班長：自立生活支援課長）、介護福祉班（班長：介護福祉課長）、応急保育対策班（班長：保育課長）等と連携し、職員配備を行います。

（イ）福祉避難所を開設する可能性がある場合、福祉避難所担当職員を各施設に派遣します。

派遣先の施設	派遣する職員
障がい者福祉施設	障がい福祉班（自立生活支援課）から班長が指名
介護福祉施設	介護福祉班（介護福祉課）から班長が指名
保育園	応急保育対策班（保育課）から班長が指名
その他の施設	福祉保健庶務班（地域福祉課）において検討

⑶　福祉避難所利用希望者の把握（④）

各指定一般避難所に設置された避難所運営本部は、指定一般避難所での避難生活が困難と思われる要配慮者を把握した場合、当該施設に配置された市職員等と協力して福祉避難所へ移送するべき要配慮者の判断をするとともに「災害時要配慮者台帳」を作成して、市災害対策本部へ報告します。

⑷　開設（⑤・⑥・⑦）

ア　開設の決定

市は、指定一般避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる要配慮者がおり、必要と判断する場合は、福祉避難所の開設を決定します。

イ　対象となる要配慮者の福祉避難所への振分け

（ア）市災害対策本部は、各指定一般避難所から受けとった「災害時要配慮者台帳」などをもとに、福祉保健庶務班（地域福祉課）と全体調整を行った上で、誰をどこの福祉避難所に移送するかを決定します。

（イ）移送の順番は、必要性の高さ、施設での受入れ可能人数等を勘案したうえで決定します。

ウ　受入れの要請

（ア）福祉保健庶務班（地域福祉課）は、福祉避難所開設決定を受け、各施設に福祉避難所の開設決定連絡を行うとともに決定した要配慮者名、避難時期などを該当の福祉避難所に連絡します。

（イ）受入れスペースは、要配慮者１人・介助者１人の合計２人からなる避難者１組当たり、４～８㎡を基本とします。

（ウ）市災害対策本部は、決定した要配慮者名、避難時期などを指定一般避難所に連絡します。

エ　開設

（ア）各施設は、市の開設決定と受入れ要請を受けて、福祉避難所を開設します。

（イ）市は、福祉避難所を開設した際、開設の日時、場所、受入人数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに東京都福祉局及び小金井警察署、小金井消防署等へ連絡・周知します。

（ウ）各施設は、要配慮者及び介助者の受付ができるよう、受付用テーブルや照明機材等の配置、避難スペースへの案内表示など受付準備を行います。

（エ）各施設は、要配慮者及び介助者用の水、食料などの配布物資等の受入れ準備を行います。

（オ）派遣された福祉避難所担当職員は、福祉避難所従事者と連携して福祉避難所の受付体制や配布物資等の受入れ準備状況等について完了確認を行い、福祉保健庶務班（地域福祉課）に完了報告します。

⑸　福祉避難所への移送（⑧）

ア　要配慮者の福祉避難所への移送は、介助者又は市が避難所運営本部やボランティア等の協力も得て行います。

イ　移送は、車輌の確保ができる場合は車輌で行いますが、確保が困難な場合は車椅子、担架などにより介助者及び他の避難者の協力を得て行います。

⑹　福祉避難所における要配慮者の受入れ（⑨）

ア　要配慮者の受付

要配慮者の到着後、要配慮者又は介助者から氏名等を聞き取り、受入対象者であることを確認します。

イ　名簿等の作成

（ア）要配慮者又は介助者に「福祉避難所入所者個人シート」（様式第１号）を記入・提出してもらいます。

（イ）要配慮者又は介助者が記入できない場合は、受付担当が聞き取りにより記入します。

（ウ）提出された「福祉避難所入所者個人シート」（様式第１号）をもとに、「福祉避難所生活者名簿」（様式第２号）を作成します。

ウ　避難居住スペースの指示と移動

要配慮者及び介助者に避難居住スペースの指示を行い、指示された場所へ移動してもらいます。

２　活動期（福祉避難所開設から災害発生後７日間程度）

⑴　日常生活の維持

ア　物資の確保と提供

（ア）食料や水、生活物資等は市の備蓄物資や支援物資から確保し、公平性に配慮して提供します。

（イ）物資が市から配給された場合及び搬入した場合は、「食料・物品等受払簿」（様式第５号）に記載し、在庫管理を行います。

（ウ）物資等が不足する場合は、「福祉避難所状況報告書」（様式第３号）に記載し、福祉保健庶務班（地域福祉課）を通じて物資等の確保及び配付を要請します。

イ　要配慮者の生活介助の維持

（ア）要配慮者の生活介助は、介助者が行います。

（イ）介助者がいない場合や、介助者がいても生活介助が困難な場合は、施設スタッフや専門ボランティアが生活を維持できるよう支援します。

（ウ）定期的に、要配慮者及び介助者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。

（エ）福祉避難所において、要配慮者及び介助者が生活しやすい避難所の環

境整備に努めます。

ウ　トイレに関する対応

（ア）福祉避難所内施設のトイレが使用できない場合は、必要に応じて利用対象者に応じた簡易トイレや仮設トイレ等の設置により対応します。

（イ）トイレ使用についての注意事項を掲示板、福祉避難所内トイレ及び仮設トイレ等へ掲示し周知徹底を図ります。

（ウ）福祉避難所内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、原則毎日行いますが、介助者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

エ　ごみ処理に関する対応

（ア）福祉避難所施設内で出たごみは、施設の管理者と協議のうえ、屋外の直射日光が当たらない場所等の適切な場所にごみ集積所として指定し、利用対象者に張り紙などにより周知します。

（イ）ごみは原則利用者各自が可燃、不燃、プラごみ等に分別し、所定の場所へ置くよう指示します。

オ　防疫に関する対応

（ア）食中毒や風邪、コロナなどの感染症が流行しないように、要配慮者及び介助者の協力を得て、防疫に注意します。

（イ）手洗いを励行します。

（ウ）風呂の利用について周知します。

（エ）生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。

（オ）かぜや下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

カ　福祉避難所内の清掃・整理整とん

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、介助者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

⑵　症状急変への対応

知的障がいの方や精神障がいの方等、避難生活における精神的動揺やストレスから、パニック状態や、精神的に不安定になり、症状が悪化してしまう場合があるため、一人で落ち着ける緊急対応室の用意に努めます。

⑶　要配慮者及び介助者への情報提供

要配慮者及び介助者に必要な情報は、掲示板の設置や施設内の放送手段等により、可能な限り多く提供するよう努めます。

＜要配慮者及び介助者の必要とする情報＞

・　被害・安否情報
・　医療・救護情報
・　余震・天候情報
・　生活物資情報

・　ライフライン及び交通機関の復旧情報
・　生活再建情報

＜情報の収集方法＞

・　市災害対策本部からの情報や公開されている情報を収集します。
・　テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

⑷　緊急入所等の実施

ア　福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所等により適切に対応します。

イ　要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

⑸　要配慮者の受入状況等の管理

福祉避難所の運営状況を把握するため、要配慮者及び介助者の受入開始・終了状況を確認し、要配慮者に関する書類を保存しておきます。

また、福祉避難所からの退所者があるときは、可能な限り移動先を確認してから「福祉避難所入所者個人シート」（様式第１号）及び「福祉避難所生活者名簿」（様式第２号）に記録し、福祉保健庶務班（地域福祉課）へ報告します。

福祉避難所入所者個人シート	（様式第１号）
福祉避難所生活者名簿	（様式第２号）

⑹　市との連携、活動状況報告等

福祉避難所は、主として市が派遣する福祉避難所担当職員が中心となり、毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所の活動状況等について「福祉避難所状況報告書」（様式第３号）及び「福祉避難所運営日誌」（様式第４号）を作成し、福祉保健庶務班（地域福祉課）へ報告します。

福祉避難所状況報告書	（様式第３号）
福祉避難所運営日誌	（様式第４号）

⑺　ボランティア等の受入れ準備

ア　福祉保健庶務班（地域福祉課）は、必要に応じて市災害対策本部をとおして小金井市災害ボランティアセンターに対し、ボランティア派遣を要請します。

イ　派遣要請に当たっては、福祉保健庶務班（地域福祉課）がボランティアの受入計画を立て、派遣先となる福祉避難所の割振りや指定を行います。

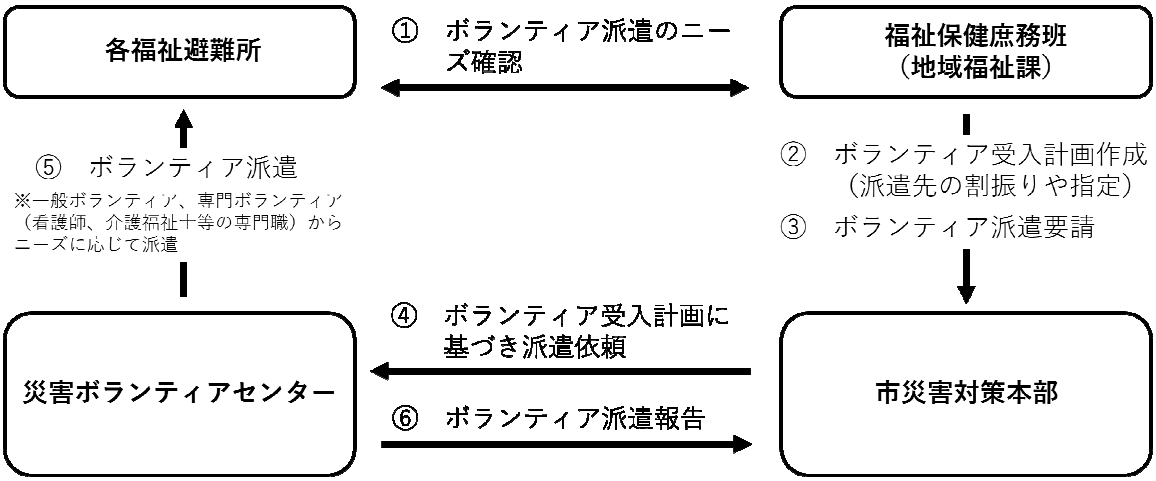

ボランティア派遣要請・受入の流れ

⑻　その他の対応（直接避難してきた人への対応）

災害発生直後の混乱している時期に、指定一般避難所の代わりとして避難してきた人がいた場合は、揺れが収まるなど移動が可能になった時点で近隣の指定一般避難所を口頭で案内します。

３　撤収期（災害発生日から７日後及びそれ以降）

⑴　閉鎖時期と延長

福祉避難所の開設期間は、原則、災害発生の日から起算して最大７日間とします。ただし、７日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難な場合は、必要最低限の期間延長を行います。

⑵　閉鎖

ア　要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、原状回復を行い、福祉避難所の指定を解除します

イ　要配慮者の退所状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、福祉避難所を利用中の要配慮者及び介助者に十分に説明します。

ウ　福祉避難所の閉鎖は、「福祉避難所運営日誌」（様式第４号）により、福祉保健庶務班（地域福祉課）へ報告します。

第３章　平常時の取組

１　福祉避難所の拡充

小金井市地域防災計画に基づき、福祉避難所の拡充を図ります。

２　指定福祉避難所の指定

福祉避難所のうち、施行令の基準に適合するものについては、事業所と受入対象者の特定等の調整を行い、指定福祉避難所としての指定及び公示に努めてまいります。

⑴　指定要件

ア　施設自体の安全性が確保されていること

イ　施設内における要配慮者の安全性が確保されていること

ウ　要配慮者及び介助者の避難スペースが確保されていること

⑵　面積基準

２～４㎡／人

⑶　受入対象者を特定した公示の例

ア　高齢者の場合

名　称	住　　所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人 ○○○○	小金井市○－○－○	高齢者 市が特定した者 高齢者（要介護３以上） など	

イ　障がい者の場合

名　称	住　　所	受入対象者（※）	その他
社会福祉法人 ○○○○	小金井市○－○－○	障がい者 市が特定した者 知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者） 身体障がい者（視覚障がい者・聴覚障がい者） など	

３　個別避難計画の作成

市では、災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない要配慮者を避難行動要支援者としています。法に基づき作成した避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行うと共に、名簿登録のある避難行動要支援者を対象として、個別避難計画の策定に努めます。

４　福祉避難所開設運営訓練の実施

災害を想定した福祉避難所（身近な福祉避難所）の開設運営訓練を関係事業者、小金井市社会福祉協議会等と連携し市総合防災訓練において実施しています。訓練を通じて明らかになった問題点、課題点等を整理し、本マニュアルの改定、次回訓練等に活かします。

５　マニュアルの整備・充実

⑴　マニュアルの改定

福祉避難所がより適切に機能するよう継続的に本マニュアルの見直し・改定を行います。

⑵　施設ごとの個別マニュアルの作成

福祉避難所として指定されている施設は、施設・整備、人員体制などについてそれぞれ置かれている状況が異なることから、福祉避難所が十分な機能を発揮するためには各施設が状況に応じた運営方法を確立しておくことが望ましいと考えられます。

そのため、本マニュアルを基本に、各施設にそれぞれの実態にあった個別マニュアルを作成してもらうよう要請してまいります。

６　福祉避難所についての周知

福祉避難所の対象とならない方が、指定一般避難所と誤解して避難してきた場合、混乱が生じ、本来受入れるべき方の受入れが困難になり、福祉避難所としての機能が失われる恐れがあります。

こうした事態を防ぐため、市、施設ともに平常時から福祉避難所の役割について理解していただけるよう市ホームページや広報紙などを通じて情報提供し、市民周知に努めます。

７　物資・資器材等の確保

⑴　福祉避難所における要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、インターネット接続環境やパソコン、文字放送対応テレビ、ファクシミリの確保にも努めます。

⑵　災害発生直後は物資・資器材等を調達することが困難であると想定されることから、市は、一定程度の備蓄に努めることとし、併せて災害時において不足が生じた場合に速やかに調達できるよう、民間団体等との災害時協定の締結を推進するなど調達体制の強化を図ります。

８　人材確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活ニーズに対しては、介護事業所、障がい福祉事業所等の職員が介助者とともに対応にあたるため、市は、市内の福祉サービス提供事業者と災害時協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所における介助員の確保に努めます。

また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

９　移送手段の確保

要配慮者の、指定一般避難所から福祉避難所への移送、あるいは福祉避難所から緊急の入所施設等への移送は、介助者又は避難所運営本部やボランティア等の協力を得て行いますが、福祉車両、救急車両の手配も含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう関係機関等と協議・検討します。

なお、個別避難計画により要配慮者が指定福祉避難所へ直接避難する際の移送手段は、避難支援等実施者が避難誘導するなど、個別に協議します。

１０　社会福祉施設、医療機関等との連携

⑴　福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達等に関して、社会福祉施設や医療機関等の関係団体・事業者間との協力体制の構築が重要となることから、市は、日ごろから情報共有や災害時協定の締結等、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

⑵　緊急入所等への対応

福祉避難所は、社会福祉施設に入所していない者が対象となり、専門的なケアを要する要配慮者については、専門施設への緊急入所等の対応を行う必要があります。

また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

このため、市は、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請系統を定めるなど、連携を図ります。

１１　福祉避難所運営体制の事前準備

市と施設長は、施設独自の運営マニュアルの整備や物資の備蓄、訓練実施、近隣住民や施設等との協議などに取り組み、災害時に福祉避難所を速やかに設置し、円滑に運営するための準備を進めます。

⑴　以下は主な検討項目（例）

ア　利用可能な場所の把握

（ア）施設の安全面の確認方法

施設配置図や建物安全確認チェック表の活用

（イ）受入スペースや備品の確保

本部や居室のレイアウト、発電機の設置場所等

イ　福祉避難所の整備

（ア）要配慮者の入退所等の管理方法

（イ）生活上の基本的なルール（プライバシー、消灯時間など）

（ウ）通常利用者の支援及び帰宅方法

（エ）情報収集の方法（テレビ、ラジオ、無線機など）

（オ）情報提供の方法（館内放送、掲示板、筆談ボードなど）

（カ）医療面の対応（怪我等の救急処置など）

（キ）人工呼吸器・酸素供給装置等に必要な電源の確保

（ク）備蓄

（ケ）受入対象者の移送支援

（コ）不足する食料や物資等の確保方法及び保管場所の確保

ウ　運営体制の事前準備

（ア）施設閉庁日及び夜間の職員の参集方法

（イ）連絡方法の確認（職員緊急連絡網、防災関係機関緊急連絡先）

第４章 資料

１　福祉避難所様式一式

⑴　福祉避難所入所者個人シート　（様式第１号）
⑵　福祉避難所生活者名簿（入所者・利用者を除く）　（様式第２号）
⑶　福祉避難所状況報告書　（様式第３号）
⑷　福祉避難所運営日誌　（様式第４号）
⑸　食料・物品等受払簿　（様式第５号）